

2021年1月7日

受益者の皆さまへ

東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
三井住友DSアセットマネジメント株式会社

三井住友・メインランド・チャイナ・オープン 繰上償還（予定）に関するお知らせ

このたび弊社では標記の投資信託につきまして、信託約款の規定に従い、下記のとおり繰上償還を予定しておりますので、お知らせいたします。

1. 繰上償還予定日

2021年3月22日

2. 繰上償還の理由

信託約款の繰上償還規定の「受益権の口数が5億口を下回る」状態が継続していることから、運用の基本方針に従った運用を続けることが困難となっています。そのため、信託期間中ではありますが運用を終了させ、お預かりした資産をお返すことが受益者の皆さまにとって有利であると判断し、信託約款の規定に従い繰上償還（投資信託契約の解約）するものです。

3. 異議申立手続きおよび買取請求等

この繰上償還に関してご異議のある受益者の方は、2021年2月10日までに、弊社に対し書面をもってその旨をお申立てください。

上記の期間内に、ご異議のお申立てのあった受益者の方の保有する受益権の口数が2021年1月7日現在の受益権総口数の2分の1を超えない場合は、2021年3月22日をもって信託を終了します。

この場合、ご異議を申立てられた受益者の方は、弊社から別途ご案内する方法により、2021年2月25日から2021年3月16日までの間に、ご自身の保有する受益権を、信託財産をもって買い取るよう受託会社に対して請求することができます。（ご異議を申し立てられた場合であっても、買取請求をしなければならないものではありません。）

以上